

「【人事就労給与システム】更新プロジェクト業務委託」に関する
プロポーザル実施要領

1 目的

当財団が現状使用している「給与システム（「Timepro-XG」 アマノ株式会社）」が令和7年9月にサポート終了となるため、システム更新を実施する必要がある、次期システムの選定を行い導入する。システム導入にあたっては、給与システムだけではなく、現在別のソフトウェアで管理している、人事、就労、給与の各システムを連携し、一体として運用できるよう設計導入する。そのため以上の事項を中心とする本プロジェクトを専門の知識と技術を有する事業者へ委託する。

本プロジェクトで、改善達成すべき要件は以下の通りである。

- (1) 現在それぞれ別ソフトウェアで管理している人事、就労、給与を本システムで一体的に運用管理することで、正確性と効率性を高める。
- (2) これまで煩雑であった臨時職員の就労管理、給与管理も本システムで行い、併せて関連法規にも対応する。
- (3) 給与明細、年末調整、人事届出等の作業をデジタル化することで、作業工数・コストの削減等を行い、職員の事務負担を軽減するとともに、管理・運用の両面から利便性と効率性を高め、さらにアナログ処理が誘発する事務処理ミスを防ぎ、業務の安全性を高める。
- (4) 人事評価機能をデジタル化して、人材マネジメントの効果を高めるとともに効率化につなげる。
(人事評価については、就労給与システム稼働後、令和8年度以降に拡張実装を予定。今回の依頼範囲外だが、拡張実装を踏まえた提案であること。)

2 業務概要

(1) 業務内容

【人事就労給与システム】更新プロジェクト

(2) 業務項目

- ア プロジェクト、全体のスケジュール策定、進行管理
- イ システムの選定、設計、非機能要件・要件定義
- ウ 構築、カスタマイズ、デプロイ
- エ 現行システムのデータ移行、適用作業
- オ システムの運用保守、サポート

3 履行期間

契約の日から令和8年3月31日（火）まで

※本プロジェクトが想定する、また本プロジェクトの実施過程により派生する、令和8年4月以降の契約については、令和8年2月末日までに別途協議する。

4 履行場所

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 事務局

(〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル1F)

受託者所在地ほか。インターネット、クラウド上での履行を含む。

5 スケジュール

(1) 令和7年2月19日(水)	参加意向申出書の提出締め切り
(2) 令和7年2月28日(金)	質問書の提出締め切り
(3) 令和7年3月10日(月)	提案書の提出締め切り
(4) 令和7年3月13日(木)・17日(月)	第1次選考(書類審査及びヒアリング)の実施
(5) 令和7年3月19日(水)頃	第1次選考結果通知
(6) 令和7年3月24日(月)	第2次選考(プレゼンテーション)の実施
(7) 令和7年3月28日(金)頃	第2次選考結果通知
(8) 令和7年4月	契約締結
(9) 令和7年4月	要件定義等プロジェクトスタート
(10) 令和7年9月末～10月末	新就労給与システム本稼働開始
(11) 令和8年3月末	新人事系システム導入

※納品時期が指定されていない成果品に関しては適切と判断される時期に納品すること。

6 参考想定価格

導入費用：7,500,000円(消費税額込)

運用費用：月額600,000円(消費税額込)

7 委託者選定方式

提案書公募によるプロポーザル方式

8 参加者資格

本プロポーザルの参加者資格は、次に定める内容をすべて満たす法人、もしくは複数の法人による共同事業体(以下「事業体」という。)とする。ただし、事業体が応募する場合は、必ず代表者を定めることとし、事業体を構築する者(以下「構成員」という。)は本プロポーザルについて複数の事業体に所属することはできないとともに、本プロポーザルについて事業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことはできないものとする。またシステム構成においてパッケージを提供する各業者等の協力会社は共同事業体とする必要はない。

(1) プロジェクト・マネージャーの要件

参加者は、本業務全体を統括する者を必ずプロジェクト・マネージャーとして登録し、その者の業務実績を提出すること。プロジェクト・マネージャーの要件は下記のとおりである。

ア 本業務を効果的に実施するために、本プロジェクト業務を統括できる能力があると認め

られる者。

イ 参加者（共同事業体の場合は代表団体もしくは構成員）に所属する者。

(2) 参加者の制限

次のいずれかに該当する者は、参加者となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者、又は横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者、及び神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川条例第75号）第23条第1項または第2号に違反している事実がある者。

カ 最近1年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

キ 本プロジェクトを円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有しない者。

ク 過去又は予定も含め、本公募の評価委員会の委員が属する者。

ケ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者。

コ 本プロジェクト委託の完了まで、業務を履行できない者。

9 参加意向申出手続き

(1) 提出期限 令和7年2月19日（水） 17:00（必着）

(2) 提出先・提出方法

ア 提出先

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 総務グループ プロポーザル事務局 宛

イ 提出方法

電子メール添付による。

メール件名を「【人事就労給与システム】更新プロジェクト プロポーザル参加申出書（事業者名）」とすること。

提出先メールアドレス：propose_system2025@yaf.or.jp

(3) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式1-1／共同提案の場合は、様式1-2）

イ 誓約書（様式2／共同提案の場合は、参加各社1部ずつ）

PDF (Adobe Portable Document Format)形式による電子データによること。

(4) 参加者資格確認の通知について

参加者資格が確認されなかった場合のみ、当財団より速やかにメール送付にて確認連絡を行う。

1 0 質問の受付と回答

提案依頼書（添付資料を含む）の内容について疑義のある場合は、次の方法より質問書（様式3または書式自由）を受け付けるものとする。質問内容及び回答については、参加者全員に電子メールで通知する。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は必要ない。

(1) 受付期限

令和7年2月28日（金） 17時（必着）

(2) 提出方法

電子メールにて提出すること。

メール件名を「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、送信形式はテキスト形式にて、質問書は添付ファイル（Text形式、またはMicrosoft Word形式）とすること。

提出先メールアドレス：propose_system2025@yaf.or.jp

1 1 提案書の提出

(1) 受付期間

令和7年3月6日（木）10時～3月10日（月）12時（必着）

(2) 提出先

〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル1F

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 総務グループ プロポーザル事務局 宛

メールアドレス：propose_system2025@yaf.or.jp

(3) 提出書類

ア 提案書（様式4、または自由書式/※様式4に記載する質問事項への回答必須）

イ 見積書（様式5、または自由書式）※内訳書を合わせて提出すること

PDF (Adobe Portable Document Format)形式による電子データ、および紙書類によること。

（紙書類の提出については下記を参照。）

(4) 提出の方法

提出期限までに電子メールにて提出すること。

提案書（紙資料）10部は、3月11日（火）までに提出（必着）すること。封筒表面に「プロポーザル提案書在中」と記載すること。また郵送の際には、特定記録郵便とすること。

・電子メール以外の電子的な提出方法を希望する場合は、別途相談のこと。

・電子的な提出が難しい場合は、上記提出先への郵送もしくは持参も可とする。

（持参受付時間：平日10時～17時、および3月10日10時～12時）

・原則として提出期限を過ぎた場合は受け付けない。

・発送・提出後に必ず事務局まで電話にて連絡すること。

1 2 事業者の選定

書類審査及びヒアリングによる第1次選考、提案内容についてのプレゼンテーションによる第2次選考にて事業者を選定する。

(1) 第1次選考（書類審査 / ヒアリング）

実施日 令和7年3月13日（木）または3月17日（月）

場 所 ZOOM によるオンライン

実施時間 10時～17時（1事業者につき最大60分程度とする。）

評価者 プロポーザル事務局

出席者 最大5名まで

結果通知 選定結果は提案書類等を提出し、第1次選考に参加したすべての事業者に電子メールにより、令和7年3月19日（水）頃に通知する。なお、選定に関する質問等は受け付けない。

第1次選考の詳細は、提案書等を提出したすべて事業者を対象に別途通知する。

日程・時間についてはプロポーザル事務局より指定する。

(2) 第2次選考（プレゼンテーション）

実施日 令和7年3月24日（月）

場 所 当財団9F会議室

実施時間 1事業者につき、最大30分程度とする。

（プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分程度）

評価者 プロポーザル評価委員会

出席者 最大5名まで

（プレゼンテーション実施者1名/機材操作担当1名、傍聴者3名まで）

結果通知 プレゼンテーション選考に参加したすべての事業者に、電子メールにより令和7年3月28日（金）頃に通知する。なお、交渉権第1位、第2位に選定された事業者については、その旨を付して通知する。

なお、選定に関する質問等は受け付けない。

第2次選考の詳細は、第1次選考を通過した参加事業者を対象に別途通知する。

1 3 評価項目

(150点満点)

(1) 委託目的の理解度

ア 委託目的と提案内容の合致 10点

(2) システムの機能

ア 機能について 30点

就労システム機能について

給与システム機能について

人事系システム機能について

イ	業務効率化、業務標準化	10点
ウ	パッケージの機能性	10点
エ	追加提案	5点
(3)	運用・実現性	
ア	運用への配慮	10点
イ	実現性・妥当性	10点
ウ	セキュリティ	10点
エ	保守運用	10点
(4)	実施体制	
ア	組織の安定性	10点
イ	実績	5点
ウ	モチベーション	10点
(5)	開発・継続費用	
ア	金額について	10点
(6)	その他	
ア	特記事項 等	10点

1.4 評価者

本プロポーザル実施および選定等に関する審議は、次に示す評価者で行う。

- (1) 第1次選考
プロポーザル事務局 職員
- (2) 第2次選考
プロポーザル評価委員会 委員
- (3) 審議は非公開とする。

1.5 評価方法

評価者が評価項目に基づき評価点数を採点し、全評価者の評価点数の合計をもって評価を行う。合計点が同点である場合には、次の基準により比較し、上位者を決定する。

- (1) 全ての評価項目において満点（10点中10点もしくは5点中5点満点）の項目が最も多い提案者を第1順位とする。
- (2) 上記（1）の基準によりなお、第1順位が決定しない場合は、評価委員の多数決により、第1順位を決定する。
- (3) 上記（2）の基準によりなお、第1順位が決定しない場合は、委員長が決定する。

1.6 契約に関する事項

交渉権第1位に選定された参加者と財団が協議し、提案書による内容を基本として、業務の委託に係る仕様を確定させたうえで契約を締結する。なお、交渉権第1位に認定された参加者との契約

締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉権第2位に選定された参加者と交渉を行うものとする。

1.7 留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルに係る報酬はない。
- (3) 提案書提出期限後の提案書等の修正または変更は一切認めない。
- (4) 同一参加者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 提案書等は、選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 提出書類の著作権は参加者に帰属するが、財団が本件の選定の公表等に必要な場合には、財団は提出書類の著作権を無償で使用できることとする。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団の保有する情報公開に関する規程に基づき、審査結果を開示する場合がある。
- (8) 委託業務の全部または大部分を一括して、第三者に委託あるいは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ財団の書面による承認を得た場合は、この限りではない。
- (9) 提出された書類は返却しない。
- (10) 提案依頼書記載事項も併せて確認し遵守のうえ、本プロポーザルに参加すること。

1.8 提案の無効

次のいずれかに該当する場合は、受理した提案を無効とする。

この場合、当財団は契約交渉を打ち切った参加者に対していかなる義務も責任も負わないが、これは該当参加者が当財団に対する損害賠償その他の義務や責任から逃れることを意味しない。また、本項に該当するとされた場合は、該当参加者は今後の財団の実施する入札等調達において参加出来ない場合がある。

- (1) 参加者が、前記「8 参加者資格」の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 事業体の構成員の情報開示がされない場合。
- (3) 提案に際し、不当に利益を得る目的をもって連合した参加者による提案。
- (4) 他の参加者の提案を妨害した者による提案。
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (7) 不当な手段で入手した情報に基づく提案。
- (8) 故意または重過失の場合における本プロポーザルの選定、契約および実行に支障をきたす可能性のある、重要情報が欠落した提案。(ここでいう重要情報とは、製品の継続的供給に大きく影響を与える情報や参加者の経営状況に大きく影響を与える情報等を指す。)
- (9) 既に選定通知や契約書その他を取り交わした場合でも、上記(1～8)に該当する場合は、該当参加者に通知することにより受理した提案、選定通知、及び契約書等を無効とする場合がある。

19 選定結果の無効

契約交渉において選定された参加者の責により納期を遅延することが明らかな場合など、当財団が必要と認めた場合は、書面にて選定結果を無効とし、交渉権第2位の参加者と契約を締結する等により本プロジェクトを遂行する。この場合、当財団は契約交渉を打ち切った者に対していかなる義務も責任も負わないが、これは該当参加者が当財団に対する損害賠償その他の義務や責任から逃れることを意味しない。また、本項に該当するとされた場合は、該当参加者は今後の財団の実施する入札等調達において参加出来ない場合がある。

20 問合せ先

公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 総務グループ プロポーザル事務局
〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル1F
電話：045-221-0212（平日10時～17時）
電子メール propose_system2025@yaf.or.jp